

## にいがた都市交通戦略推進会議 開催要綱

## (名 称)

第1条 本会は、「にいがた都市交通戦略推進会議」（以下「会議」という）と称する。

## (目 的)

第2条 会議では、「にいがた都市交通戦略プラン」の着実な進行と効果発現に向けて、実施計画に基づく各施策の推進状況、目標の達成状況を確認し、必要に応じて施策の改善や、新たな施策の検討・提案を行いながら、目標達成までのプロセスを共有することとする。

また、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく、「地域公共交通計画」を策定するとともに、実施状況・進捗状況に関する評価を行い、必要に応じて実施施策・事業の改善・見直しを行うこととする。

## (組 織)

第3条 会議は、座長及び構成員、事務局で組織する。

2 座長は、新潟市都市政策部長を充てるものとする。

3 構成員は、有識者・交通事業者・関係行政機関の職員等をもって組織し、その構成は別表のとおりとする。

4 座長は、会議を代表し、会務を総括する。

5 座長に事故あるときは、座長があらかじめ指名した者がその職務を代行する。

6 事業や施策別での協議を深めるため、必要に応じ部門別の部会を組織し、部会で検討した内容を会議で共有する。

## (運 営)

第4条 座長は、構成員を招集し、会議及び部門別の部会の議長を務める。

2 会議は、必要があると認めるときは、関係者及びオブザーバーの出席を求め、資料の提出、意見の開陳、説明その他の協力を求めることができる。

3 会議は、公開とする。

## (事務局)

第5条 会議の事務局は、新潟市都市政策部都市交通政策課に置く。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営について必要な事項が生じた場合は、別途協議するものとする。

## 附 則

## 〔施行期日〕

この要綱は、平成22年3月26日から施行する。

この要綱は、平成29年4月14日から施行する。

この要綱は、平成29年7月26日から施行する。

この要綱は、平成30年6月29日から施行する。

この要綱は、平成30年7月26日から施行する。

この要綱は、平成30年10月26日から施行する。

この要綱は、令和2年8月13日から施行する。

この要綱は、令和3年7月30日から施行する。

この要綱は、令和4年9月29日から施行する。

この要綱は、令和5年2月6日から施行する。

この要綱は、令和5年7月21日から施行する。

この要綱は、令和6年6月7日から施行する。

## 別表

## 構成員

長岡技術科学大学大学院	教授 佐野 可寸志
志民委員会	世話人代表 木山 光
新潟商工会議所	理事・事業部長 小沢 謙一
新潟市消費者協会	会長 和田 澄恵
有限会社ミカユニバーサルデザインオフィス	代表 中村 美香
一般社団法人 日本旅行業協会 関東支部 新潟県地区委員会	委員長
東日本旅客鉄道株式会社新潟支社 企画総務部 経営戦略ユニット	ユニットリーダー
公益社団法人 新潟県バス協会	専務理事
新潟交通株式会社 乗合バス部	部長
一般社団法人 新潟県ハイヤー・タクシー協会	専務理事
国土交通省北陸地方整備局 建政部 都市・住宅整備課	課長
国土交通省北陸地方整備局 道路部 道路計画課	課長
国土交通省北陸地方整備局 新潟国道事務所 計画課	課長
国土交通省北陸信越運輸局 交通政策部 交通企画課	課長
国土交通省北陸信越運輸局 新潟運輸支局	首席運輸企画専門官
新潟県交通政策局 交通政策課	課長
新潟県警察本部 交通部 交通規制課	課長
新潟市観光・国際交流部	部長
新潟市土木部	部長
新潟市都市政策部	部長

## 事務局

新潟市都市政策部 都市交通政策課	
------------------	--